

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文
目次

◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）	（抄）	（第一条関係）	．．．．．	1
◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）	（抄）	（第二条関係）	．．．．．	9
◎ 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）	（抄）	（第三条関係）	．．．．．	14
◎ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）	（抄）	（第四条関係）	．．．．．	19
◎ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）	（抄）	（第五条関係）	．．．．．	21
◎ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）	（抄）	（第五条関係）	．．．．．	23
◎ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）	（抄）	（第六条関係）	．．．．．	25

◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）

（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 実施事業所（法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される第一号等厚生年金被保険者（法第二条第六項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいい、当該第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としないこととされていること。</p> <p>二 十（略）</p> <p>（運営管理業務の委託）</p> <p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項</p>	<p>（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）</p> <p>第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 実施事業所（法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される厚生年金保険の被保険者（当該厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としないこととされていること。</p> <p>二 十（略）</p> <p>（運営管理業務の委託）</p> <p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項</p>

第一号ロ又はハに掲げる業務（個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることのできることを定めている企業型年金の企業型年金加入者をいう。以下同じ。）の個人型年金における個人別管理資産に係るものを除く。）については、一の確定拠出年金運営管理機関（法第三条第三項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関をいう。以下同じ。）に於て行なうものであること。

三（略）

2（略）

（拠出限度額）

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であつて、次に掲げる者（以下この条及び第三十六条第四号において「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千元

イ（略）

ロ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは

第一号ロ又はハに掲げる業務については、一の確定拠出年金運営管理機関（法第三条第三項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関をいう。以下同じ。）に於て行なうものであること。

三（略）

2（略）

（拠出限度額）

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 企業型年金加入者であつて次に掲げる者以外のもの 五万五千元

イ（略）

ロ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは

、同項に規定する坑外員を含む。）

ハ (略)

二 個人型年金同時加入制限者であつて、他制度加入者であるもの
二
万七千五百円

三 個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者以外のもの
三
万五千円

四 個人型年金同時加入可能者であつて、他制度加入者であるもの
一
万五千五百円

(運用の方法)

第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件(同項において「運用方法要件」という。)に適合するものとする。

一 預金又は貯金の預入であつて次に掲げるもの

イ 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関(資産管理機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ハ及びニにおいて「預金保険対象金融機関」という。)を相手方とする預金(外貨預金及び譲渡性預金(準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十二年政令第百三十五号)第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。))を除く。)の預入

ロ(略)

二(略)

、同項に規定する坑外員を含む。以下「坑内員等」という。)

ハ (略)

二 企業型年金加入者であつて前号イからハまでに掲げるもの
二
千五百円

(新設)

(新設)

(運用の方法)

第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件(同項において「運用方法要件」という。)に適合するものとする。

一 預金又は貯金の預入であつて次に掲げるもの

イ 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関(資産管理機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「預金保険対象金融機関」という。)を相手方とする預金(外貨預金及び譲渡性預金(準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十二年政令第百三十五号)第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。))を除く。)の預入

ロ(略)

二(略)

2 (略)

(運営管理業務の委託)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 連合会は、法第六十条第一項の規定により個人型年金加入者等に係る運営管理業務の委託を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 (略)

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第一号ロ又はハに掲げる業務(個人型年金同時加入可能者の企業型年金における個人別管理資産に係るものを除く。)については、二以上の確定拠出年金運営管理機関が行うこととならないこと。

4 (略)

第三十五条 削除

2 (略)

(運営管理業務の委託)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 連合会は、法第六十条第一項の規定により個人型年金加入者等に係る運営管理業務の委託を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 (略)

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第一号ロ又はハに掲げる業務については、二以上の確定拠出年金運営管理機関が行うこととならないこと。

4 (略)

(その他の企業年金等対象者)

第三十五条 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 石炭鉱業年金基金に係る坑内員等

二 確定給付企業年金の加入者(確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付額の算定の基礎としない者を除く。)

三 企業型年金規約において実施事業所に使用される厚生年金保険の被

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 法第六十九条に規定する第二号加入者(次号及び第四号において「第二号加入者」という。)であつて、次号及び第四号に掲げる者以外のもので、二万三千元

三 第二号加入者であつて、個人型年金同時加入可能者であるもの(次号に掲げる者を除く。) 二万円

四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千元

五 法第六十九条に規定する第三号加入者 二万三千元

(法の規定により連合会の業務が行われる場合における国民年金法等の適用)

第四十四条 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金

保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合における当該資格を有しないものであつて厚生労働省令で定めるものの

(拠出限度額)

第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 法第六十九条に規定する第二号加入者 二万三千元

(新設)

(新設)

(新設)

(法の規定により連合会の業務が行われる場合における国民年金法等の適用)

第四十四条 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金

法第三百三十七条の八第一項第六号中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。第三百三十七条の二十三及び第三百三十八条の表第五百五条の項を除き、以下同じ。）」と、同法第三百三十七条の十三第三項中「積立金」とあるのは「積立金（年金及び一時金に充てるべきものに限る。以下同じ。）」と、同法第三百三十七条の十五第六項中「その業務」とあるのは「その業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。次条において同じ。）」と、同法第三百三十七条の二十一第一項中「支払うべき一時金」とあるのは「支払うべき一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。以下この条において同じ。）」と、「一時金の支払金」とあるのは「一時金の支払金」と、第二十二條第一項中「給付を」とあるのは「給付（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を」と、「支給する年金」とあるのは「支給する年金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」ととする。

2 (略)

(登録の拒否に係る者)

第四十九條 法第九十一条第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法、厚生年金保険法及び前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に

法第三百三十七条の八第一項第六号中「一時金」とあるのは「一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。第三百三十七条の二十三及び第三百三十八条の表第五百五条の項を除き、以下同じ。）」と、同法第三百三十七条の十三第三項中「積立金」とあるのは「積立金（年金及び一時金に充てるべきものに限る。以下同じ。）」と、同法第三百三十七条の十五第六項中「業務」とあるのは「業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。次条において同じ。）」と、同法第三百三十七条の二十一第一項中「連合会」とあるのは「連合会」と、第二十二條第一項中「給付を」とあるのは「給付（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を」と、「支給する年金」とあるのは「支給する年金（確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。）」ととする。

2 (略)

(登録の拒否に係る者)

第四十九條 法第九十一条第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び前条に規

処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 (略)

(法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等)

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日(以下この項及び次条第一項において「請求日」という。)が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額

二 四 (略)

2 (略)

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日(その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。)における当該企業型年金の個人別管理資産額とする。

(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 法附則第三条第一項第三号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額

定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 (略)

(法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等)

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日(以下この項及び次条第一項第一号ロにおいて「請求日」という。)が属する月の前月の末日において厚生労働省令で定めるところにより計算した個人別管理資産の額

二 四 (略)

2 (略)

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日(その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。)における個人別管理資産額とする。

(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 法附則第三条第一項第五号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 企業型年金加入者等の資格を喪失した者(次号に掲げる者を除く)。

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなっていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項若しくは第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産又は法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

2 法附則第三条第一項第三号の政令で定める額は、二十五万円とする。

3 法附則第三条第四項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における当該個人別管理資産額とする。

4 法附則第三条第一項第三号に規定する通算拠出期間を算定する場合には、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間の算定の基礎となるときは、その月は、同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

（又は個人型年金加入者等の資格を喪失した者 次に掲げる額を合算した額）

イ 前条第一項の規定により計算した額

ロ 法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

二 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者 前条第一項第一号に掲げる額

2 法附則第三条第一項第五号の政令で定める額は、五十万円（同項に規定する継続個人型年金運用指図者にあつては、二十五万円）とする。

3 法附則第三条第四項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日（その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。）における個人別管理資産額とする。

（新設）

<p>号 第 十 一 条 第 二</p>	<p>号 口 第 十 一 条 第 一</p>	
<p>二 企 業 型 年 金 加 入 者 で あ っ て 前 号 イ か ら 二 ま で に 掲 げ る も の 二 万 五 千 五 百 円</p>	<p>(略)</p>	<p>五 万 千 円</p>
<p>四 個 人 型 年 金 同 時 加 入 可 能 者 で あ っ て、 他 制 度 加 入 者 で あ る も の 一 万 五 千 五 百 円</p> <p>三 個 人 型 年 金 同 時 加 入 可 能 者 (企 業 型 年 金 規 約 に お い て 企 業 型 年 金 加 入 者 が 個 人 型 年 金 加 入 者 と な る こ と が で き る こ と を 定 め て い る 企 業 型 年 金 の 加 入 者 を い う。 次 号 に お い て 同 じ。) で あ っ て、 他 制 度 加 入 者 以 外 の も の 三 万 五 千 円</p>	<p>(略)</p>	<p>五 万 五 千 円</p> <p>号 に お い て 「 個 人 型 年 金 同 時 加 入 制 限 者 」 と い う。) で あ っ て、 次 に 掲 げ る 者 (以 下 こ の 条 に お い て 「 他 制 度 加 入 者 」 と い う。) 。</p>

<p>号 第 十 一 条 第 二</p>	<p>号 口 第 十 一 条 第 一</p>	
<p>二 万 五 千 五 百 円</p>	<p>(略)</p>	<p>五 万 千 円</p>
<p>二 万 七 千 五 百 円</p>	<p>(略)</p>	<p>五 万 五 千 円</p>

<p>(略) (略) (略)</p>	<p>5 存続厚生年金基金について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、健康保険組合若しくは」とする。</p> <p>6 存続厚生年金基金について確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定を適用する場合には、同項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、当該給付の額の算定の基礎としないうとされた加入者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令第一条第二項の規定の適用については、当該基金を同項の一の確定給付企業年金に含めないものとする」とする。</p> <p>7 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略) (略) (略)</p>	<p>5 存続厚生年金基金について厚生年金保険法の規定を適用する場合には、同法第百条の二第一項中「健康保険組合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、健康保険組合」とする。</p> <p>6 存続厚生年金基金について改正後確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定を適用する場合には、同項中「できる」とあるのは、「できる。この場合において、当該給付の額の算定の基礎としないうとされた加入者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令第一条第二項の規定の適用については、当該基金を同項の一の確定給付企業年金に含めないものとする」とする。</p> <p>7 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる改正後確定拠出年金法施行令の規定を適用する場合には、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第一条の二 確定給付企業年金</p>	<p>(新設) (新設) (新設)</p>
<p>存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の</p>	<p>度</p>

第三十六条第		第二十六条	第九條の二	
他制度加入者	企業年金基金に	企業年金基金（	確定給付企業年金	確定給付企業年金
他制度加入者（事業主が設立し	に） 厚生年金基金及び企業年金基金	） 厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいい、解散した厚生年金基金を含む。以下同じ。）、企業年金基金（	業年金 存続厚生年金基金、確定給付企業年金、	業年金、 存続厚生年金基金、確定給付企業年金、
				ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）

（新設）		第二十六条	（新設）	
（新設）	企業年金基金に	企業年金基金（	（新設）	（新設）
（新設）	に） 厚生年金基金及び企業年金基金	） 厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいい、解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。）、企業年金基金（	（新設）	（新設）

四号		ている存続厚生年金基金の加入員を含む。）
(略)	(略)	(略)
第四十九条 (略)		
2 (略)		
<p>3 存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第五項中「健康保険組合若しくは」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会、健康保険組合若しくは」とする。</p>		
4 (略)		
(略)		(略)
(略)	(略)	(略)
第四十九条 (略)		
2 (略)		
<p>3 存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第一項中「健康保険組合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会、健康保険組合」とする。</p>		
4 (略)		

◎ 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（抄）

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 国民年金基金</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 解散及び清算（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第八節 合併及び分割（第四十二条の二・第四十二条の三）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（予算）</p> <p>第二十七条 基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</p> <p>2 基金の事業開始の初年度の予算については、前項の規定にかかわらず、法第百十九条の三の規定に基づき基金の設立の認可の申請をしようとする設立委員又は発起人が作成しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 国民年金基金</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 解散及び清算（第三十六条―第四十二条）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（予算）</p> <p>第二十七条 基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。</p> <p>2 基金の事業開始の初年度の予算については、前項の規定にかかわらず、法第百十九条の三の規定に基づき基金の設立の認可の申請をしようとする設立委員又は発起人が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p>

第八節 合併及び分割

(新設)

(合併及び分割の公告)

第四十二条の二 法第百三十七条の三の二に規定する吸収合併存続基金又

(新設)

は法第百三十七条の三の七第二項に規定する吸収分割承継基金は、法第百三十七条の三第一項の規定による吸収合併又は法第百三十七条の三の七第一項の規定による吸収分割（次条の表以外の部分において「吸収分割」という。）をしたときは、二週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該吸収合併又は吸収分割の認可の年月日

二 法第百三十七条の三の二に規定する吸収合併消滅基金又は法第百三十七条の三の七第二項に規定する吸収分割基金（次条の表以外の部分において「吸収分割基金」という。）の名称及び所在地

2 法第百三十七条の三の五第一項及び法第百三十七条の三の十一第一項

(新設)

並びに前項の規定による公告は、第八条に規定する方法によりしなければならない。

(吸収分割に関する技術的読替え)

第四十二条の三 法第百三十七条の三の十三において吸収分割基金が吸収

(新設)

分割をする場合について会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）の規定を準用する場合には、同条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二條第一項</p>	<p>吸収分割にあつては同法第七百五十七條に規定する吸収分割承継会社、新設分割にあつては同法第七百六十三條第一項に規定する新設分割設立会社</p>	<p>国民年金法第三百二十七條の三の七第二項に規定する吸収分割承継基金</p>
<p>第二條第一項第二号及び第二項、第三條、第四條第一項及び第四項並びに第六條第一項及び第二項</p>	<p>分割契約等 以下同じ。） 新設分割計画をいう。 以下同じ。） 新設分割計画（同法第七百六十二條第一項の新設分割計画をいう。）</p>	<p>吸収分割契約</p>
<p>第四條第四項、第五條第三項並びに</p>	<p>会社法第七百五十九條第一項、第七百六十一條第</p>	<p>国民年金法第三百二十七條の三の十二第一</p>

第六條第二項及び第三項	一項、第七百六十四條第一項又は第七百六十六條第一項	
-------------	---------------------------	--

(連合会の附帯事業)

第四十三條 法第百三十七條の十五第二項第三号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 基金への助言又は指導
- 二 四 (略)

(中途脱退者の加入員期間)

第四十五條 (略)

2 法第百三十七條の十七第一項に規定するその者の当該基金の加入員期間は、加入員の資格を喪失した後、再び元の基金の加入員の資格を取得した者については、当該基金における前後の加入員期間(法附則第五條第十二項の規定により被保険者とみなされた場合に係る加入員期間を除く。)を合算した期間とする。

(準用規定)

第五十一條 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(連合会の附帯事業)

第四十三條 法第百三十七條の十五第二項第二号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 会員である基金の行う事業についての指導及び連絡
- 二 四 (略)

(中途脱退者の加入員期間)

第四十五條 (略)

2 法第百三十七條の十七第一項に規定するその者の当該基金の加入員期間は、加入員の資格を喪失した後、再びもとの基金の加入員の資格を得た者については、当該基金における前後の加入員期間を合算した期間とする。

(準用規定)

第五十一條 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)		第二十七条第二項	第二十四条	第二十七条第一項	(略)
(略)	作成しなければならない	設立委員又は発起人	法第百十九条の三	い	に届け出なければならない
(略)	臣の認可を受けなければならない	発起人	法第百三十七条の七 第一項	ばならない	の認可を受けなければならない

(略)		第二十七条第二項	第二十四条	(新設)	(略)
(略)	設立委員又は発起人	基金の設立	法第百十九条の三	(新設)	(略)
(略)	発起人	連合会の設立	法第百三十七条の七 第一項	(新設)	(略)

◎ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）</p> <p>第六十九条 法第三十条第三項第一号（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるもの（以下この項において「退職一時金等」という。）については、組合員等であった期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうち次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなければならず、当該退職一時金等をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法</p>	<p>（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）</p> <p>第六十九条 法第三十条第三項第一号（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるもの（以下この項において「退職一時金等」という。）については、組合員等であった期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうち次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなければならず、当該退職一時金等をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法</p>

第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間」という。）と、当該計算の基礎となつた同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。）のうち企業型年金加入者期間と重複していない期間とを合算した期間をいう。次号において同じ。）により勤続年数の計算を行う。

イ〜ハ（略）

三（略）

2・3（略）

第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。）及び同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。）を合算した期間をいう。次号において同じ。）により勤続年数の計算を行う。

イ〜ハ（略）

三（略）

2・3（略）

◎ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄）
 （第五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用）</p> <p>第二十三条 平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第二百二十七条第三項第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第一項若しくは第二項」と、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第一項第一号中「又は第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年改正法」</p>	<p>（保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用）</p> <p>第二十三条 平成十六年改正法附則第十九条第一項又は第二項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第二百二十七条第三項第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第一項若しくは第二項」と、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年</p>

という。) 附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により国民年金法
「と、同法第四十五条第三項第七号中「若しくは第九十条の三第一項の
規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは平成十六
年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により国民年金法」
と、国民年金法施行令第十条第一項中「又は第九十条の三第一項」とあ
るのは「若しくは第九十条の三第一項又は平成十六年改正法附則第十九
条第一項若しくは第二項」とする。

改正法」という。) 附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により国
民年金法」と、同法第四十五条第三項第七号中「若しくは第九十条の三
第一項の規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは
平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により国民
年金法」と、国民年金法施行令第十条第一項中「又は第九十条の三第一
項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は平成十六年改正法附
則第十九条第一項若しくは第二項」とする。

◎ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百五十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用）</p> <p>第十二条 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第二百二十七条第三項第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項」と、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第一項第一号中「又は第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）</p>	<p>（保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用）</p> <p>第十二条 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第二百二十七条第三項第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項」と、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六</p>

以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、同法第四十五条第三項第七号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、国民年金法施行令第十条第一項中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項」とする。

十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、同法第四十五条第三項第七号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは、「第九十条の三第一項若しくは平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、国民年金法施行令第十条第一項中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一項」とする。

◎ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（年金局に置く課）</p> <p>第二百二十四条 年金局に、次の七課を置く。</p> <p>総務課 年金課 国際年金課 企業年金・個人年金課 数理課 事業企画課 事業管理課</p> <p>（企業年金・個人年金課の所掌事務）</p> <p>第二百二十八条 企業年金・個人年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 確定給付企業年金（企業年金連合会を含む。次号において同じ。）及び石炭鉱業年金基金並びに確定拠出年金及び国民年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（年金局に置く課）</p> <p>第二百二十四条 年金局に、次の七課を置く。</p> <p>総務課 年金課 国際年金課 企業年金国民年金基金課 数理課 事業企画課 事業管理課</p> <p>（企業年金国民年金基金課の所掌事務）</p> <p>第二百二十八条 企業年金国民年金基金課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 確定給付企業年金（企業年金連合会を含む。次号において同じ。）及び確定拠出年金並びに石炭鉱業年金基金並びに国民年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 四（略）</p>

(数理課の所掌事務)

第二百二十九条 数理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 年金制度（厚生労働省の所掌に属するものに限る。次号において同じ。）の数理に関すること（企業年金・個人年金課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 (略)

附則

第八条 年金局企業年金・個人年金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、独立行政法人農業者年金基金の事業に関する事務をつかさどる。

2 年金局企業年金・個人年金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

3 年金局企業年金・個人年金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第六項に規定する期間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(数理課の所掌事務)

第二百二十九条 数理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 年金制度（厚生労働省の所掌に属するものに限る。次号において同じ。）の数理に関すること（企業年金国民年金基金課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 (略)

附則

第八条 年金局企業年金国民年金基金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、独立行政法人農業者年金基金の事業に関する事務をつかさどる。

2 年金局企業年金国民年金基金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

3 年金局企業年金国民年金基金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第六項に規定する期間、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)